



損益計算書 (平成21年4月1日から  
平成22年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
経常収益	40,085	49,355
資金運用	30,326	
貸有コ預金	9,340	
貸有コ預金	117	
貸有コ預金	2	
貸有コ預金	8	
貸有コ預金	290	
貸有コ預金	0	
貸有コ預金	5,779	
貸有コ預金	2,264	
貸有コ預金	3,515	
貸有コ預金	2,099	
貸有コ預金	237	
貸有コ預金	0	
貸有コ預金	982	
貸有コ預金	864	
貸有コ預金	15	
貸有コ預金	0	
貸有コ預金	1,390	
貸有コ預金	499	
貸有コ預金	891	
経常費用	5,739	46,089
預讓コ債借社金	4,777	
預讓コ債借社金	123	
預讓コ債借社金	79	
預讓コ債借社金	0	
預讓コ債借社金	454	
預讓コ債借社金	225	
預讓コ債借社金	74	
預讓コ債借社金	4	
預讓コ債借社金	1,814	
預讓コ債借社金	370	
預讓コ債借社金	1,443	
預讓コ債借社金	823	
預讓コ債借社金	193	
預讓コ債借社金	222	
預讓コ債借社金	407	
預讓コ債借社金	27,931	
預讓コ債借社金	9,780	
預讓コ債借社金	2,130	
預讓コ債借社金	5,496	
預讓コ債借社金	468	
預讓コ債借社金	339	
預讓コ債借社金	0	
預讓コ債借社金	1,345	
経常利益		3,266
特別利益	140	2,189
特別利益	2,048	
特別利益		980
特別利益	373	
特別利益	607	
特別利益		4,474
特別利益	44	
特別利益	△ 6	
特別利益		38
特別利益		4,436

## 個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 重要な会計方針

### 1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

### 2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

### 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

### 4. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	19年～50年
その他	5年～15年

#### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

#### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、零としております。

### 5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

### 6. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は44,360百万円であります。

#### (2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理

#### (会計方針の変更)

当事業年度末から「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）（企業会計基準第19号平成20年7月31日）を適用しております。

これにより、従来の方法に比べ、未認識数理計算上の差異は533百万円減少しておりますが、未認識数理計算上の差異は発生翌事業年度から費用処理することとしているため、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

(3) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(5) ポイント引当金

ポイント引当金は、クレジットカードの将来のポイント利用による費用負担に備えるため、将来利用される見込額を合理的に見積り、必要と認める額を計上しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスクヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。ヘッジ取引は当行の有価証券等会計基準に則り、ヘッジ対象である一部の固定金利貸出金から生じる金利リスクを回避するため、ヘッジ手段として各取引毎に金利スワップ取引を行う「個別ヘッジ」を実施しております。ヘッジ手段とヘッジ対象を一体管理するとともに、ヘッジ手段によってヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することで、ヘッジの有効性を評価しております。

(2) 為替変動リスクヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

## 会計方針の変更

（金融商品に関する会計基準）

当事業年度末から「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号平成20年3月10日）を適用しております。

これにより、従来の方法に比べ、有価証券は135百万円増加、貸倒引当金は12百万円減少、繰延税金資産は56百万円減少、その他有価証券評価差額金は83百万円増加し、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ7百万円増加しております。

## 注記事項

（貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式及び出資総額 733百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は4,886百万円、延滞債権額は40,084百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は229百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は5,206百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は50,407百万円であります。

なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、17,200百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	88,951百万円
担保資産に対応する債務	
預金	12,557百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券140,817百万円を差し入れております。

また、その他の資産のうち保証金は592百万円であります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、437,559百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが426,007百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 14,142百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額 24,893百万円
11. 有形固定資産の圧縮記帳額 4,038百万円
12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金20,000百万円が含まれております。
13. 社債は、劣後特約付社債10,000百万円であります。
14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は3,318百万円であります。
15. 1株当たりの純資産額 441円64銭
16. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器の一部等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
17. 関係会社に対する金銭債権総額 6,229百万円
18. 関係会社に対する金銭債務総額 4,070百万円
19. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。  
剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。  
当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は237百万円であります。
20. 単体自己資本比率（国内基準） 9.49%

## （損益計算書関係）

1. 関係会社との取引による収益
- |                      |        |
|----------------------|--------|
| 資金運用取引に係る収益総額        | 118百万円 |
| 役員取引等に係る収益総額         | 10百万円  |
| その他業務・その他経常取引に係る収益総額 | 12百万円  |
- 関係会社との取引による費用
- |                      |          |
|----------------------|----------|
| 資金調達取引に係る費用総額        | 3百万円     |
| 役員取引等に係る費用総額         | 440百万円   |
| その他業務・その他経常取引に係る費用総額 | 1,407百万円 |
| その他の取引に係る費用総額        | 12百万円    |
2. 1株当たり当期純利益金額 20円52銭
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。
4. 減損損失については次のとおりであります。

### 減損処理内容

継続的な地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、以下の資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し当該減少額134百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失（百万円）
（高知県内）	営業店舗1カ所	土地及び建物	72（うち土地 66、うち建物 6）
	遊休資産4カ所	土地	10
（高知県外）	遊休資産4カ所	土地及び建物	50（うち土地 46、うち建物 4）

また、平成23年1月に予定しております基幹システムのNTTデータ地銀共同センターへの移行に伴い、将来の処分が意思決定された以下の資産等について帳簿価額を回収可能価額まで減額し当該減少額473百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失(百万円)
(全 店)	システム関係	ソフトウェア及び動産等	473 (うちソフトウェア 462、うち動産等 10)

#### グルーピングの方法

営業店舗については、管理会計において継続的な収支の把握を行っている単位である各営業店を、また遊休資産等については、将来の処分が意思決定された資産グループも含めて各資産をグルーピングの最小単位としております。

#### 回収可能価額の算定方法

当資産グループの回収可能価額は、主として鑑定評価額等に基づき算定した正味売却価額等によっておりますが、ソフトウェア等については将来の処分時期における回収可能価額を零として算定しております。

#### 5. 関連当事者との取引

子法人等

名称	議決権の割合		取引の内容	被保証金額 (百万円)	保証料の 支払額 (百万円)	代位弁済の 受入額 (百万円)
	所有割合 (%)	被所有割合 (%)				
四国保証サービス株式会社	5.3	—	貸出金の被保証	170,129	440	843

なお、保証料については、過去の代位弁済の実績等を勘案して決定しております。

#### (有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

##### 1. 売買目的有価証券(平成22年3月31日現在)

	当事業年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	3

##### 2. 満期保有目的の債券(平成22年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	9,759	9,930	170
	地方債	3	3	0
	短期社債	—	—	—
	社債	2,900	2,955	55
	その他	—	—	—
	小計	12,663	12,889	225
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		12,663	12,889	225

##### 3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式(平成22年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社・子法人等株式	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	貸借対照表計上額(百万円)
子会社・子法人等株式	119
関連法人等株式	290
合計	410

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

#### 4. その他有価証券（平成22年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	株式	22,603	15,702	6,900
	債券	502,115	490,137	11,977
	国債	213,740	208,373	5,366
	地方債	114,607	112,010	2,596
	短期社債	—	—	—
	社債	173,767	169,753	4,014
	その他	30,893	27,595	3,297
	小計	555,612	533,435	22,176
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	株式	21,700	27,309	△5,609
	債券	107,685	108,032	△346
	国債	77,500	77,665	△164
	地方債	3,204	3,205	△1
	短期社債	—	—	—
	社債	26,980	27,160	△180
	その他	22,285	23,902	△1,617
	小計	151,671	159,245	△7,573
合計	707,283	692,680	14,603	

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額(百万円)
株式	6,832
その他	1,087
合計	7,920

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

#### 5. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	7,466	486	468
債券	68,317	965	9
国債	28,689	416	—
地方債	7,226	109	—
短期社債	—	—	—
社債	32,401	439	9
その他	1,597	29	183
合計	77,381	1,481	662

#### 6. 減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、267百万円（うち株式262百万円、社債5百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、事業年度末前1カ月の平均の時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合は、全銘柄を著しい下落と判定し、30%以上50%未満に下落した場合は、発行会社の信用リスク（自己査定における債務者区分・外部格付）を勘案し、過去の株価動向及び業績推移等により判定しております。

#### (金銭信託関係)

運用目的の金銭の信託（平成22年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に含まれた 評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	2,639	—

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	18,687百万円
有価証券評価損	4,764
退職給付引当金	2,530
税務上の繰越欠損金	2,564
その他	1,976
繰延税金資産小計	30,524
評価性引当額	△10,728
繰延税金資産合計	19,796
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△4,571
その他	△2
繰延税金負債合計	△4,574
繰延税金資産の純額	15,222百万円

## 信託財産残高表

(平成22年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
現 金 預 け 金	33	金 銭 信 託	33
合 計	33	合 計	33

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 共同信託他社管理財産 一百万円

3. 元本補てん契約のある信託は、平成22年3月31日現在取扱っておりません。



## 連結計算書類の作成方針

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結される子会社及び子法人等 5社

会社名 四銀ビジネスサービス株式会社  
四銀ビル管理株式会社  
四国保証サービス株式会社  
四銀コンピューターサービス株式会社  
四銀キャピタルリサーチ株式会社

(会計方針の変更)

当連結会計年度から「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第22号平成20年5月13日公表分)を適用しております。  
これによる影響はありません。

#### (2) 非連結の子会社及び子法人等 2社

会社名 四国ベンチャー育成第1号投資事業有限責任組合  
四国ベンチャー育成第2号投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法適用の関連法人等 1社

会社名 四銀総合リース株式会社

#### (2) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 2社

会社名 四国ベンチャー育成第1号投資事業有限責任組合  
四国ベンチャー育成第2号投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

### 3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日 5社

### 4. 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

連結貸借対照表（平成22年3月31日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	145,779	預 金	2,306,131
コールローン及び買入手形	2,270	譲 渡 性 預 金	36,758
買入金銭債権	14,590	コールマネー及び売渡手形	15,430
商品有価証券	498	借 用 金	25,916
金銭の信託	2,639	外 国 為 替	7
有 価 証 券	729,214	社 債	10,000
貸 出 金	1,586,222	そ の 他 負 債	29,601
外 国 為 替	1,926	退 職 給 付 引 当 金	6,312
そ の 他 資 産	9,495	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	236
有形固定資産	43,562	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	1,092
建 物	9,827	ポ イ ン ト 引 当 金	38
土 地	31,091	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	8,147
リ ー ス 資 産	1,203	支 払 承 諾	10,363
建 設 仮 勘 定	12	負 債 の 部 合 計	2,450,036
その他の有形固定資産	1,427	（純資産の部）	
無形固定資産	4,354	資 本 金	25,000
ソフトウェア	3,867	資 本 剰 余 金	6,563
その他の無形固定資産	486	利 益 剰 余 金	44,464
繰延税金資産	15,724	自 己 株 式	△ 1,335
支払承諾見返	10,363	株 主 資 本 合 計	74,691
貸倒引当金	△19,095	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	10,069
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 143
		土 地 再 評 価 差 額 金	10,736
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	20,662
		少 数 株 主 持 分	2,154
		純 資 産 の 部 合 計	97,507
資産の部合計	2,547,544	負債及び純資産の部合計	2,547,544

## 連結損益計算書 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		49,718
資金運用収益	40,104	
貸出金利息	30,339	
有価証券利息配当金	9,346	
コールローン利息及び買入手形利息	117	
預け金利息	2	
その他の受入利息	299	
信託報酬	0	
役員取引等収益	6,098	
その他の業務収益	2,100	
その他の経常収益	1,413	
経常費用		46,255
資金調達費用	5,737	
預金利息	4,777	
譲渡性預金利息	120	
コールマネー利息及び売渡手形利息	79	
債券貸借取引支払利息	0	
借入金利息	456	
社債利息	225	
その他の支払利息	78	
役員取引等費用	1,381	
その他の業務費用	831	
営業経費	28,089	
その他の経常費用	10,215	
貸倒引当金繰入額	2,477	
その他の経常費用	7,738	
経常利益		3,462
特別利益		2,190
固定資産処分益	140	
債権取立益	2,049	
特別損失		986
固定資産処分損失	378	
減損損失	607	
税金等調整前当期純利益		4,666
法人税、住民税及び事業税	121	
法人税等調整額	△ 11	
法人税等合計		109
少数株主利益		94
当期純利益		4,462

## 連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

## 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

### 1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

### 2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

### 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

### 4. 減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 19年～50年

その他 5年～15年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

#### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

#### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、零としております。

### 5. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は44,360百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

### 6. 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日次連結会計年度から費用処理

（会計方針の変更）

当連結会計年度末から「「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）」（企業会計基準第19号平成20年7月31日）を適用しております。

これにより、従来の方法に比べ、未認識数理計算上の差異は533百万円減少しておりますが、未認識数理計算上の差異は発生の日次連結会計年度から費用処理することとしているため、当連結会計年度の連結計算書類に与える影響はありません。

## 7. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

## 8. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

## 9. ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、クレジットカードの将来のポイント利用による費用負担に備えるため、将来利用される見込額を合理的に見積り、必要と認める額を計上しております。

## 10. 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

## 11. リース取引の処理方法

当行並びに連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

## 12. 重要なヘッジ会計の方法

### (1) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。ヘッジ取引は当行の有価証券等会計基準に則り、ヘッジ対象である一部の固定金利貸出金から生じる金利リスクを回避するため、ヘッジ手段として各取引毎に金利スワップ取引を行う「個別ヘッジ」を実施しております。ヘッジ手段とヘッジ対象を一体管理するとともに、ヘッジ手段によってヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することで、ヘッジの有効性を評価しております。

### (2) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

## 13. 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

### (金融商品に関する会計基準)

当連結会計年度末から「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号平成20年3月10日）を適用しております。

これにより、従来の方法に比べ、有価証券は136百万円増加、貸倒引当金は12百万円減少、繰延税金資産は57百万円減少、その他有価証券評価差額金は84百万円増加し、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ7百万円増加しております。

## 注記事項

### (連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資総額（連結子会社及び連結子法人等の株式を除く） 1,451百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は5,358百万円、延滞債権額は40,747百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は229百万円であります。

なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は5,206百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は51,541百万円であります。

なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、17,200百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	89,001百万円
担保資産に対応する債務	
預金	12,557百万円
借入金	50百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券140,817百万円を差入れております。

また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は9百万円、保証金は592百万円であります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、437,559百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが426,007百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 14,142百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額 24,945百万円

11. 有形固定資産の圧縮記帳額 4,043百万円

12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金20,000百万円が含まれております。

13. 社債は、劣後特約付社債10,000百万円であります。

14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は3,318百万円であります。

15. 1株当たりの純資産額 441円45銭

16. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器の一部等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

17. 当連結会計年度末の退職給付債務等は、以下のとおりであります。

退職給付債務	△37,144百万円
年金資産（時価）	27,933百万円
未積立退職給付債務	△9,210百万円
未認識数理計算上の差異	5,967百万円
未認識過去勤務債務（債務の減額）	△3,069百万円
連結貸借対照表計上額の純額	△6,312百万円
退職給付引当金	△6,312百万円

18. 連結自己資本比率（国内基準） 9.61%

（連結損益計算書関係）

1. 「その他の経常費用」には、貸出金償却5,567百万円及び株式等償却354百万円を含んでおります。

2. 1株当たり当期純利益金額 20円65銭

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

4. 減損損失については次のとおりであります。

減損処理内容

継続的な地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、以下の資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し当該減少額134百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失（百万円）
（高知県内）	営業店舗1カ所	土地及び建物	72（うち土地 66、うち建物 6）
	遊休資産4カ所	土地	10
（高知県外）	遊休資産4カ所	土地及び建物	50（うち土地 46、うち建物 4）

また、平成23年1月に予定しております基幹システムのNTTデータ地銀共同センターへの移行に伴い、将来の処分が意思決定された以下の資産等について帳簿価額を回収可能価額まで減額し当該減少額473百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失（百万円）
(全 店)	システム関係	ソフトウェア及び動産等	473（うちソフトウェア 462、うち動産等 10）

## グルーピングの方法

営業店舗については、管理会計において継続的な収支の把握を行っている単位である各営業店を、また遊休資産等については、将来の処分が意思決定された資産グループも含めて各資産をグルーピングの最小単位としております。また、連結子会社は各社を一つの単位としてグルーピングを行っております。

## 回収可能価額の算定方法

当資産グループの回収可能価額は、主として鑑定評価額等に基づき算定した正味売却価額等によっておりますが、ソフトウェア等については将来の処分時期における回収可能価額を零として算定しております。

## （金融商品関係）

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは高知県を中心に四国地区を主な地盤とし、銀行業務を中心とした金融サービスを提供しております。

地域の個人、法人のお客さまを中心に預金による安定的な資金調達を行い、主として地域の中小企業、個人向け中心の貸出金と債券を中心とした有価証券で資金運用を行うことにより、安定的な資金収益を得ることを取組方針としております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

##### ① 金融商品の内容

金融負債は預金がほとんどで、金融資産は貸出金が約3分の2、有価証券が約3分の1で、有価証券は国債、地方債、社債、株式、その他の証券を保有しております。

デリバティブ取引は、当行の保有する資産・負債のリスクヘッジを主な目的として、金利スワップ取引、通貨スワップ取引、外国為替先物取引等を行っております。

##### ② 金融商品のリスク

信用リスクとして、貸出先や保有する有価証券の発行先の業況が悪化して不良資産となり損失が発生するリスクがあります。当行の貸出金及び有価証券は、業種及び企業集団等が分散されており、著しい集中はありません。

市場リスクとして、金利変動により資金収益が減少する金利リスクがあります。また、有価証券運用において債券価格や株価の変動により損失が発生する価格変動リスクがあります。なお、当行は為替リスクをほとんど保有しておりません。

流動性リスクとして、予期せぬ資金の流出等により必要な資金調達が困難となる資金繰りリスクや市場の混乱により通常の取引ができなくなる市場流動性リスクがあります。

デリバティブ取引はヘッジ目的が中心で、リスクは限定的と認識しております。

ヘッジ会計は、固定金利貸出金の金利リスクヘッジを目的とした金利スワップ取引と外貨建資産・負債の為替リスクのヘッジを目的とした通貨スワップ取引及び為替スワップ取引で適用しております。金利スワップ取引はヘッジ手段によってヘッジ対象の金利が減殺されること、通貨スワップ取引及び為替スワップ取引はヘッジ対象に見合うヘッジ手段が存在することを検証して有効性を評価しております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

当行は経営の安定性、健全性の維持向上のため適切にリスクを管理する態勢を整備しております。リスク管理方針及びリスク管理規定を定め、リスク管理担当部署及び全体のリスクを統合的に管理するリスク管理統括部署を設置し、また頭取を委員長とするリスク管理委員会及びALM委員会において、リスク管理・運営体制の整備、リスク管理の方針等について組織横断的に協議を行う体制としております。

厳格な限度枠や基準に基づく運営、モニタリング、管理を行うとともに、各種リスクを統一的な尺度で計測する統合リスク管理やストレス・テストにより健全性の評価を行っております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金預け金	145,779	145,779	—
(2) コールローン及び買入手形	2,270	2,270	—
(3) 買入金銭債権(※1)	14,578	14,578	—
(4) 商品有価証券			
売買目的有価証券	498	498	—
(5) 金銭の信託	2,639	2,639	—
(6) 有価証券			
満期保有目的の債券	12,663	12,889	225
その他有価証券	707,479	707,479	—
(7) 貸出金	1,586,222	—	—
貸倒引当金(※1)	△18,862	—	—
	1,567,360	1,585,473	18,112
(8) 外国為替(※1)	1,925	1,925	—
資産計	2,455,196	2,473,535	18,338
(1) 預金	2,306,131	2,308,864	2,732
(2) 譲渡性預金	36,758	36,774	16
(3) コールマネー及び売渡手形	15,430	15,430	—
(4) 借入金	25,916	25,916	—
(5) 外国為替	7	7	—
(6) 社債	10,000	10,026	26
負債計	2,394,244	2,397,020	2,775
デリバティブ取引(※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(172)	(172)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	102	102	—
デリバティブ取引計	(69)	(69)	—

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。買入金銭債権及び外国為替に対する貸倒引当金については重要性が乏しいため、連結貸借対照表から直接減額しております。

(※2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については( )で表示しております。

### (注1) 金融商品の時価の算定方法

#### 資 産

##### (1) 現金預け金

満期のない預け金であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

##### (2) コールローン及び買入手形

これらは、約定期間が短期間であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

##### (3) 買入金銭債権

約定期間が短期間であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

##### (4) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、日本証券業協会の公表する価格等を時価としております。

##### (5) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は日本証券業協会の公表する価格等を時価とすることとしております。また、コールローン及び金融機関預け金については、約定期間が短期間又は満期がなく、時価と帳簿価額が近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

##### (6) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は日本証券業協会の公表する価格等を時価としております。上場投資信託は取引所の価格、非上場投資信託は投資信託委託会社の公表する基準価格等を時価としております。

自行保証付私募債は将来キャッシュ・フローを見積り、市場金利に内部格付及び担保等を反映した信用コスト率を加えた割引率で割り引いた額を時価としております。ただし、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先の発行する私募債については、担保及び保証による回収見込み額等を時価としております。



変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当連結会計年度末においては、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって連結貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」は4,029百万円増加、「繰延税金資産」は1,629百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は2,400百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

## (7) 貸出金

貸出金は将来キャッシュ・フローを見積り、市場金利に内部格付及び担保等を反映した信用コスト率を加えた割引率で割り引いた額を時価としております。外貨貸出金については、変動金利であり、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が融資実行後大きく異なっていない限り時価と帳簿価額が近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当座貸越は、返済期限を設けているものを除き、帳簿価額を時価としております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

## (8) 外国為替

外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金（外国他店預け）、輸出手形・旅行小切手等（買入外国為替）、輸入手形による手形貸付（取立外国為替）であります。これらは、満期のない預け金、又は約定期間が短期間であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## 負債

### (1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価については、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。外貨預金及び非居住者円預金については、約定期間が短期間であり、時価と帳簿価額が近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

### (3) コールマネー及び売渡手形

これらは、約定期間が短期間であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

### (4) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子法人等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、将来キャッシュ・フローを算出し、当行が新規に借入する場合に適用される金利で割り引いた額を時価としております。

### (5) 外国為替

外国為替のうち、売渡外国為替及び未払外国為替は、外貨の売渡や海外からの被仕向送金で支払銀行や顧客への決済が未了となっているもので、短期間で決済されるものであります。これらの時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

### (6) 社債

当行発行の劣後特約付社債の時価は、市場価格によっております。

### デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ）、通貨関連取引（通貨スワップ、為替スワップ等）であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(6)有価証券」には含まれておりません。

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式（※1）（※2）	6,847
非上場外国証券（※1）	1
非連結子会社出資金（※1）	333
関連会社株式（※1）	1,117
投資事業組合出資金（※3）	770
合計	9,070

(※1) 非上場株式、非上場外国証券、非連結子会社出資金及び関連会社株式につきましては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしてございません。

(※2) 当連結会計年度において、非上場株式について91百万円減損処理を行っております。

(※3) 投資事業組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されるものについては、時価開示の対象とはしてございません。

## (注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	122,490	—	—	—	—	—
コールローン及び買入手形	2,270	—	—	—	—	—
買入金銭債権	14,590	—	—	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	0	1	1	9,759	2,900	—
その他有価証券のうち 満期があるもの	78,134	130,586	90,713	45,031	258,508	37,216
貸出金(※)	447,762	264,819	248,919	133,000	137,724	263,459
合計	665,249	395,407	339,635	187,791	399,132	300,675

(※) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先に対する債権等、償還予定額が見込めない17,763百万円、期間の定めのないもの72,772百万円は含めておりません。

## (注4) 社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(※)	1,966,819	324,275	13,564	514	957	—
譲渡性預金	36,758	—	—	—	—	—
コールマネー及び売渡手形	15,430	—	—	—	—	—
借入金	3,540	5,314	1,102	480	7,333	8,145
社債	—	—	—	—	10,000	—
合計	2,022,549	329,590	14,666	994	18,290	8,145

(※) 預金のうち要求払預金については、「1年以内」に含めております。

## (有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

## 1. 売買目的有価証券(平成22年3月31日現在)

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	3

## 2. 満期保有目的の債券(平成22年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照 表計上額を超えるもの	国債	9,759	9,930	170
	地方債	3	3	0
	短期社債	—	—	—
	社債	2,900	2,955	55
	その他	—	—	—
	小計	12,663	12,889	225
時価が連結貸借対照 表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		12,663	12,889	225

### 3. その他有価証券（平成22年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超えるもの	株式	22,736	15,739	6,996
	債券	502,115	490,137	11,977
	国債	213,740	208,373	5,366
	地方債	114,607	112,010	2,596
	短期社債	—	—	—
	社債	173,767	169,753	4,014
	その他	30,943	27,645	3,298
	小計	555,795	533,522	22,273
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え ないもの	株式	21,712	27,328	△5,616
	債券	107,685	108,032	△346
	国債	77,500	77,665	△164
	地方債	3,204	3,205	△1
	短期社債	—	—	—
	社債	26,980	27,160	△180
	その他	22,285	23,903	△1,617
	小計	151,684	159,264	△7,580
合計	707,479	692,787	14,692	

### 4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	7,466	486	468
債券	68,317	965	9
国債	28,689	416	—
地方債	7,226	109	—
短期社債	—	—	—
社債	32,401	439	9
その他	1,597	29	183
合計	77,381	1,481	662

### 5. 減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、267百万円（うち株式262百万円、社債5百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、連結会計年度末前1カ月の平均の時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合は、全銘柄を著しい下落と判定し、30%以上50%未満に下落した場合は、発行会社の信用リスク（自己査定における債務者区分・外部格付）を勘案し、過去の株価動向及び業績推移等により判定しております。

### （金銭の信託関係）

運用目的の金銭の信託（平成22年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	2,639	—